



4月1日に機構改革を実施

12課制を14課制に再編

町では、4月1日付けで行政組織の機構改革を実施します。新たな行政課題に対応しながら、より効率的で住民が親しみやすい行政運営を進めるために行うもので、課の分割・統合により12課制が14課制になり、一部の事務が新部署へ移管されます。ここでは、課の枠組みの概要について紹介します。

町では、行政改革大綱および定員適正化計画に基づいて役場の組織機構の見直しを進めてきました。1月26日に開かれた町議会臨時会において山田町課設置条例の一部を改正する条例案が可決され、4月1日付けで行政組織の機構改革を実施することになりました。

今回の改革は、この5年間の評価と反省を踏まえ、より効率的で住民が親しみやすい組織

を目指して実施するものです。これにより10課1所1局が13課1局に増え、一部の事務が新部署へ移管されます。

課の枠組みの変更概要は次のとおりです。

- ▽住民生活課の国民健康保険担当と医療給付担当、保健福祉課の介護保険担当と地域包括支援センターを統合し、新たに国保介護課を設置。医療保険と介護保険の給付・相談窓口を一本化して、機能の充実を図ります。
- ▽地域整備課の下水道部門と水道事業所を統合し、新たに上下水道課を設置。窓口を一本化するとともに、上・下水道の整備推進や運営の効率化を図ります。また、地域整備課

は企画財政課から国土調査担当が移管され、建設課として再編されます。

▽住民にとつてより親しみやすく効率的な組織にするため、産業振興課を農林課と水産商工課に分割します。

▽総務課の住民協働推進担当を企画財政課の政策推進部門に移管し、住民との協働によるまちづくりを政策の重要課題として推進します。

▽住民生活課が町民課、保健福祉課が健康福祉課、税務会計課が税務課へと、それぞれ課の名称が変わります。

以上が今回変更となる課の枠組みです。各課の担当業務や配置について詳しくは4月1日号の広報でお知らせします。

◆課の枠組み概念図

